平成 28 年度公立陶生病院組合の資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月1日に施行されました。この財政健全化法において、公営企業の資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告し、住民に公表することが義務付けられました。 公立陶生病院組合の平成28年度決算における資金不足比率は以下のとおりです。

○資金不足比率

公営企業の資金の不足額の事業規模に対する比率

指標名	会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
資金不足比率	病院事業会計	(-)	20.0%

- ※ 「資金不足比率」欄の一表示は、資金不足額がないことを表します。
- ※ ()内は前年度の数値です。
- ※ 経営健全化基準とは、自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準として総務省 が定めた数値です。